所得税法第九十五条第一項に規定する	から当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
第七条の十九第四項	に当該前年以前三年内の同法第九十五条第一項に規定する
各年の第七条の十九第四項	が当該前年以前三年内の各年の所得税法第九十五条第一項に規定する
第五項に規定する道府県民税の控除余裕額は、第七条の十九第四項	、当該前年以前三年内の同法第九十五条第一項に規定する

に改め、同条第二項の表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項中

その額	それらの額
同法第二百十五条	所得税法第二百十五条

を

同法第二百十五条	所得税法第二百十五条

に、「第二十八条第四項」を「第二十八条第七項」に改め、同表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、

所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

を

以外の所得税	以外の所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

に改め、「（平成二十四年政令第十六号）」を削り、同表租税特別措置法施行令の項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第五項」に改め、「（平成二十四年政令第十六号）」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第百七十六条第三項又は第百八十条の二第三項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「金額と」とあるのは、「金額及び所得税法第百七十六条第三項に規定する集団投資信託の第十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第三百条第四項（同令第三百六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第二百六十四条に規定する収益の分配に係る同条に規定する控除外国所得税の額のうち当該収益の分配につき同法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える金額（当該金額が支払を受けた当該集団投資信託の収益の分配に係る復興特別所得税の額を超える場合には、当該復興特別所得税の額）と」とする。

附　則

この政令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条第一項第三号の二の改正規定及び第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（第二十五条の十三の八第二十一項」を「第二十五条の十三の八第二十四項」に、「第十五項及び第十六項」を「第十六項及び第十七項」に、「第二十五条の十七第十七項」を「第二十五条の十七第十八項」に、「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十三項」に改める部分に限る。）　平成三十年四月一日

二　第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定　平成三十一年一月一日

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十号

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項を削る。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第一項中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に改める。